

芽室町特定空家等除却補助金 申請の手引き

～「特定空家等」「不良住宅」の除却により安全・安心な住環境を確保することを目的とした補助金です～

1. 補助金の交付要件を確認する

1) 補助対象となる空家

・補助金の対象となるのは「事前調査」で、『特定空家等』または『不良住宅』に認定された住宅ですが、事前調査の申請を行うことができるのは、以下のすべての条件を満たす空家です。

・チェックに当てはまらないものが1つでもあれば、補助対象外です。

- 芽室町内にある。
- 1年以上、使用していない。(居住だけではなく、倉庫や資材置場など何の用途でも使用していないこと)
- 隣地や道路までの距離^{※1}が7m以内(共同住宅の場合は建物の高さ以内)である。
- 建築基準法その他の関係法令に違反していない。
- 用途が戸建て住宅、併用住宅^{※2}、長屋・共同住宅^{※3}のいずれかである。
- 所有権以外の権利が設定されていない。
- 建物の除却に関する補助金を受けていない。
- 補助金を受けるために、故意に破損させたものではない。

※1 いずれかの外壁の中心から隣地境界線または道路境界線までの水平距離。

※2 一部が居住用、一部が店舗など別の用途である住宅。ただし、床面積の1/2以上が居住用のものに限る。

※3 1つの建物に2戸以上が暮らせる構造で、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの耐火構造や木造、軽量鉄骨造で作られている家屋。



・上記のチェックにすべて当てはまった場合、『特定空家等』または『不良住宅』に該当すると思われるか自己チェックをしてください。

*最終的に『特定空家等』または『不良住宅』に該当するかどうかは、町で判定を行いますが、自己チェックの結果、明らかに該当しない場合は補助対象となりません。

特定空家等：そのまま放置することによって、次の(1)～(4)の状態にある空家など

- (1) 倒壊など、保安上、著しく危険となるおそれがある状態
- (2) 衛生上、著しく有害となるおそれがある状態
- (3) 適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態
- (4) 周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切な状態

*例えば「建物が朽ちかけている」「倒れてきそうで危険」「外壁が剥がれてきている」など。

不良住宅：構造または設備が著しく不良であるため、居住に使うことが著しく不適当なもの



・自己チェックの結果、『特定空家等』または『不良住宅』に該当すると思われる場合は、次のチェックにお進みください。

2) 補助対象者

・補助金の申請をする対象者は、以下の条件を満たす必要があります。

- 補助対象となる空家の所有権を有している。
 - 所有者が複数いる場合、所有者全員が除却について同意している。
 - 所有者が死亡している場合、相続権を有する者が申請する。
(相続権を有する者が複数いる場合は全員が除却について同意している)
- 市町村税等を滞納していない。

3) 補助対象事業

- ・補助金の申請ができる事業は、以下のすべての条件を満たす必要があります。
- ・チェックに当てはまらないものが1つでもあれば、補助対象外です。
 - 空家を除却することで『特定空家等』または『不良住宅』の状態を解消できる。
 - 除却後1年以内に、申請者等^{※1}がその敷地に建物を建築したり、敷地を賃貸して収益を得たりする予定はない。
 - 除却工事を請け負うのは、解体事業者等^{※2}である。
 - 公共工事に伴う物件移転補償等を受けて行う除却ではない。
 - 現時点で除却工事に着手していない。
- ※1 補助金の申請をする補助対象者、その配偶者、1親等以内の親族
- ※2 建設業法(総和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業、解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に規定する解体工事業の登録を受けた者。

4) 補助金の額

除却工事に要した費用の40% (補助上限額 40万円) *10,000円未満切捨て

例) 工事費用が1,500,000円 → $1,500,000 \text{円} \times 40\% = 600,000 \text{円}$ → 補助金額は400,000円
工事費用が786,000円 → $786,000 \text{円} \times 40\% = 314,400 \text{円}$ → 補助金額は310,000円

*年度内の募集件数は1件です。先着順のため、予算枠に達した時点で募集終了となります。

2. 対象事業の判定（事前調査）を受ける

1) 各種様式の入手場所

・下記の申請に必要な書類のうち、①・②・③については、以下の場所から入手してください。

(1) 芽室町ホームページ <https://www.memuro.net/administration/soshiki/keiei/akiyataisaku.html>

(2) 芽室町役場都市経営課(9番窓口)



2) 判定(事前調査)に必要な書類一覧

	チェック	備考
事前調査申請書	<input type="checkbox"/>	
誓約書	<input type="checkbox"/>	
所有者等であることがわかる書類	<input type="checkbox"/>	
建物の用途がわかる書類	<input type="checkbox"/>	
所有権以外の権利が設定されていないことがわかる書類	<input type="checkbox"/>	
1年以上居住等の使用実績がないことがわかる書類	<input type="checkbox"/>	
当該空家等の位置図、配置図、平面図、現況写真	<input type="checkbox"/>	
除却に関する同意書	<input type="checkbox"/>	所有者または相続人が複数いる場合

3) 判定(事前調査)に必要な書類詳細

① 事前調査申請書(町様式)

・記載例(p.11)を参照のうえ、必要事項を記入してください。

② 誓約書(町様式)

・記載例(p.12)を参照のうえ、署名を行って提出してください。

③ 所有者等であることがわかる書類

④ 建物の用途がわかる書類

⑤ 所有権以外の権利が設定されていないことがわかる書類

- ・当該建物が登記されている場合は、法務局が交付した全部事項証明書を、③～⑤の内容を証明する書類として用いることができます。
- ・登記されていない場合は、当該建物の固定資産評価証明書や、固定資産税の賦課状況がわかる書類に所有者や建物の用途が記載されていれば、それを用いることができます。
- ・所有者が死亡している場合は、申請者が所有者の相続人であることがわかる書類が必要です。

⑥ 1年以上居住等の使用実績がないことがわかる書類

- ・当該建物の住所記載があり、電気、ガス、水道いずれかの使用停止日がわかる証明書や、閉栓時の領収書・請求書、最終支払月が確認できる通帳の写しなどを提出してください。
- ・使用停止日証明書は発行対応していない会社も多いため、対応可能であるかは各会社に直接お問い合わせください。なお、芽室町水道課では「水道の使用停止日証明書」は発行していません。
- ・また、使用停止日が相当以前であり証明が困難などの場合はご相談ください。

⑦ 当該空家等の位置図、配置図、平面図、現況写真

- ・位置図：地図上などで、当該建物がどの場所にあるかを示す図です。
- ・配置図：当該建物が敷地内のどこに配置されているかを示す図です。
- ・平面図：当該建物の間取りなどがわかる図面です。
- ・現況写真：当該建物が『特定空家等』または『不良住宅』であるとわかるような写真を提出してください。なお、実績報告時には除却完了後の写真を提出する必要がありますので、建物細部だけではなく、建物除却後の写真(更地の写真)と比較できるような位置・アングルで撮影した写真もご提出ください。

⑧ 除却に関する同意書(町様式)

- ・所有権を持つ方が複数いる場合は、別記第6号様式(記載例はp.13)を提出してください。
 - ・所有者が死亡しており、相続権を持つ方が複数いる場合は、別記第7号様式(記載例はp.13)を提出してください。
- *どちらにも当てはまらない場合、同意書の提出は不要です。
*本来は「交付申請」の際に提出していただく書類ですが、補助対象要件を満たしていることを確認するために、判定(事前調査)の段階で提出いただいています。

4) 判定(事前調査)結果の通知

- ・判定(事前調査)の結果は「事前調査結果通知書(別記第2号様式)」で通知します。
- ・結果が「補助対象空家等に該当する」場合は、補助金の交付申請を行うことができます。
- ・申請の方法は次ページ以降をご参照ください。

別記第2号様式(第6条関係)	
事前調査結果通知書	
第 年 月 日	
申請者	住所 氏名 様
	芽室町長 印
年 月 日付で申請のあった補助対象空家等に係る事前調査の結果について、芽室町特定空家等除却事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。	
記	
空家等の所在地	芽室町
調査結果	補助対象空家等に該当します (該当しません)
摘要	
(課 係)	

3. 申請を行う

1) 各種様式の入手場所

- ・下記の申請に必要な書類のうち、①・⑦については、以下の場所から入手してください。
(1) 芽室町ホームページ <https://www.memuro.net/administration/soshiki/keiei/akiyataisaku.html>
(2) 芽室町役場都市経営課(9番窓口)



2) 交付申請に必要な書類一覧

	チェック	備考
補助金等交付申請書	<input type="checkbox"/>	
補助対象者の住民票	<input type="checkbox"/>	発行から3か月以内のもの
市町村税の納税証明書	<input type="checkbox"/>	
補助対象事業に係る除却工事見積書の写し・工程表	<input type="checkbox"/>	
補助対象空家等の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	建物の登記がされていない場合は、固定資産税評価証明書等
当該空家等の位置図、配置図、平面図、現況写真	<input type="checkbox"/>	
除却に関する同意書	<input type="checkbox"/>	所有者または相続人が複数いる場合

3) 判定(事前調査)に必要な書類詳細

① 補助金等交付申請書(町様式)

- ・記載例(p.14)を参照のうえ、必要事項を記入してください。

② 補助対象者の住民票

- ・現在、居住している市町村で発行した「発行から3か月以内の住民票」を提出してください。
- ・住民票提出の対象になるのは「補助対象者」のみであるため、謄本(世帯全員が記載されるもの)と抄本(世帯のうち特定の人の内容が記載されるもの)のどちらでも構いません。
- ・また、住民票は本籍・続柄・個人番号などの表示有無を選択することができますが、住民票は補助対象者の居住を確認するために提出してもらうため、いずれの項目も表示の有無は問いません。

③ 市町村税の納税証明書

- ・申請を行う年の1月1日時点で居住していた市町村で「滞納がないことを証明する書類」を発行してもらってください。
- ・市町村によっては「完納証明書」など、証明書の名称が異なる場合がありますので、詳細はお住まいの市町村の税担当部署にお問い合わせください。

④ 補助対象事業に係る除却工事見積書の写し・工程表

- ・該当建物の除却工事であることがわかるような見積書(所在地が記載してある等)としてください。
- ・除却工事が完了し、実績報告書を申請年度の2月末までに提出することが条件となりますので、工事完了が申請年度の3月以降になる場合は補助金を申請することができません。

⑤ 補助対象空家等の登記事項証明書

- ・当該建物が登記されている場合は、法務局が交付した全部事項証明書を提出してください。
- ・登記されていない場合は、当該建物の固定資産評価証明書を提出してください。

***判定(事前調査)の際に同じ書類を提出している場合、再度の提出は不要ですが、事前調査から申請までに相当の期間が空いている場合は、再度の提出を求める場合があります。**

⑥ 当該空家等の位置図、配置図、平面図、現況写真

- ・位置図：地図上などで、当該建物がどの場所にあるかを示す図です。
- ・配置図：当該建物が敷地内のどこに配置されているかを示す図です。
- ・平面図：当該建物の間取りなどがわかる図面です。
- ・現況写真：当該建物が補助対象であると思われるような写真を提出してください。

*判定(事前調査)の際に提出している書類に追加などがない場合、再度の提出は不要です。

⑦ 除却に関する同意書(町様式)

- ・所有権を持つ方が複数いる場合は、別記第6号様式(記載例はp.13)を提出してください。
- ・所有者が死亡しており、相続権を持つ方が複数いる場合は、別記第7号様式(記載例はp.13)を提出してください。

*どちらにも当てはまらない場合、同意書の提出は不要です。

*通常は、判定(事前調査)の段階で提出済ですので、再度の提出は不要です。

4) 申請書類の提出方法

- ・申請書類一式を下記窓口まで提出してください。
提出先：〒082-8651 芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場 都市経営課
- ・役場庁舎2階の窓口 9 が都市経営課です。
- ・開庁時間は平日 8:45~17:30 です。

5) 申請期限

令和8年9月30日(水)

*年度内の募集件数は1件です。先着順で予算枠に達した時点で募集終了となります。

6) 申請後の留意点

- ・申請内容が審査により適当と認められた場合、補助金等交付指令書が郵送で届きます。
補助金等交付指令書は実績報告(p.7参照)の際に必要となりますので、紛失にご注意ください。
- ・除却工事を開始するのは、交付指令を受けた後にする必要があります。
- ・申請した補助対象事業の内容に変更(軽微なものを除く)がある場合は、変更承認申請が必要になります。実績報告時に、変更申請がないまま、申請時点と事業内容が変わっている場合、交付決定が取り消される場合がありますので、注意してください。

4. 実績報告を行う

1) 各種様式の入手場所

- ・下記の申請に必要な書類のうち、①については、以下の場所から入手してください。
(1) 芽室町ホームページ <https://www.memuro.net/administration/soshiki/keiei/akiyataisaku.html>
(2) 芽室町役場都市経営課(9番窓口)



2) 実績報告に必要な書類一覧

	チェック	備考
補助事業等実績報告書	<input type="checkbox"/>	
補助対象事業完了後の写真	<input type="checkbox"/>	
補助対象事業に係る契約書・領収書の写し	<input type="checkbox"/>	
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し	<input type="checkbox"/>	

3) 実績報告に必要な書類詳細

① 補助事業等実績報告書(町様式)

- ・記載例(p.15)を参照のうえ、必要事項を記入してください。

② 補助対象事業完了後の写真

- ・該当建物の除却が完了したことがわかる写真を提出してください。
- ・申請時に除却前の比較用写真を撮影している場合、同様の位置やアングルから撮影してください。

③ 補助対象事業に係る契約書・領収書の写し

- ・基本的には補助対象者(申請者)が契約と支払いをしている必要があります。
- ・銀行振込等で領収書が発行されない場合は、銀行の領収印がある振込依頼書の写しや、ネットバンクの振込完了が確認できる画面の印刷などを提出してください。

④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し

- ・「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」とは、産業廃棄物が適正に処理されているか確認するために用いる書類です。
- ・法律に基づき、廃棄物の排出事業者(解体工事の施主や元請け業者など廃棄物を生み出した者)に交付が義務付けられており、排出された産業廃棄物が収集運搬、中間処理、最終処分に至るまで、どの事業者がどのように処理したかを記録し、廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぎます。
- ・解体事業者等に対し、あらかじめ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の写しが必要であることを説明しておくことをお奨めします。

4) 実績報告書類の提出方法

- ・実績報告書類一式を下記窓口まで提出してください。
提出先：〒082-8651 芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場 都市経営課
- ・役場庁舎2階の窓口 **9** が都市経営課です。
- ・開庁時間は平日 8:45~17:30 です。

5) 報告期限

- ・ 事業完了後 1 ヶ月以内または 2 月末日のいずれか早い日までに報告してください。

6) 実績報告後の留意点

- ・ 実績報告の内容が審査により適当と認められた場合、額の確定通知書が郵送で届きます。
- ・ 補助対象者・その配偶者・1 親等以内の親族が、除却後 1 年以内に当該敷地に建物を建築したり、収益を得ることを目的として賃貸したりすることは、補助対象事業の要件に反します。
- ・ 虚偽の申請により補助金の交付を受けたことが判明した場合、補助金の交付決定を取り消し、返還を求める場合があります。

5. 補助金に関するQ&A

◀補助対象要件について▶

Q1：芽室町外に居住しているが、補助金を申請することはできるか。

申請者の居住地によらず、芽室町内に補助対象となる空家を所有しており、他の要件も満たす方であれば申請できます。

Q2：店舗として利用していた建物を除却する場合は補助対象になるか。

店舗専用として利用していた建物の場合は補助対象外です。住宅兼店舗として利用していた建物の場合、延床面積の2分の1以上が居住用であり、他の要件も満たす場合は補助対象になります。

Q3：賃貸用の共同住宅として所有していた建物を除却する場合は補助対象になるか。

用途が共同住宅の建物は補助対象空家の条件に含まれますので、他の要件も満たす場合は補助対象になります。

Q4：住宅内に残置物が置かれているが、使用していると見なされるか。

例えば、元の所有者が居住しなくなった後、使用しない残置物がやむを得ず撤去されずに放置されている状態であれば使用していないと見なすこともできますが、倉庫や物置として扱い、使用する物品の置場として利用している場合は、居住以外の使用実績があると見なします。

なお、空き物件の残置物処分に対する支援として『空き物件等流通促進補助金』という制度もあります。こちらは補助対象エリアなどに制限がありますので、詳細は町ホームページをご確認ください。

Q5：住宅があるのは農村部であるが補助対象になるか。

住宅の所在地によって補助対象・対象外を決めてはいませんが、補助対象となる空家は「いずれかの外壁の中心から隣地境界線または道路境界線までの水平距離」が戸建て住宅・併用住宅長屋は7m以内、共同住宅は当該建物の高さ以内であることが要件です。

一般的に農村部の住宅は市街地と比較して、建物から隣地境界線・道路境界線までの距離が長いことが多いため、まずは上記の要件に該当するかをご確認ください。

Q6：除却の請負業者が「解体業者等」の要件を満たすか確認する方法はあるか。

「建設業法に掲げる土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可」については、国土交通省が公表している「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」で、当該事業者が許可を受けた建設業の種類や許可の有効期間を確認することができます。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する解体工事業の登録」については、北海道建設部建設政策局建設管理課が道内登録業者の一覧を公表しています。

Q7：申請者本人・配偶者・1親等以内の親族「以外」が、除却後の敷地に建物を建築する場合は、補助対象になるか。

申請者本人、その配偶者、1親等以内の親族のいずれでもない者が、除却後の敷地に建物を建築する場合は、補助対象外とはなりません。ただし、建物を建築する者に対し、土地を賃貸することで申請者等が収益を得る場合は補助対象外です。

Q8：除却完了後、更地になった敷地を売却する場合は、補助対象になるか。

除却完了後の敷地の売買については特段、補助制度上の制限はありません。

《事前調査・申請書類について》

Q9：芽室町外に居住している場合、市町村税等の納税証明書は居住地のもので良いか。

申請を行う年の1月1日時点で居住する市町村から納税証明書(市町村税等に未納がないことを証明する書類)の発行を受けてください。

なお、町外在住の方が芽室町において固定資産税に未納がないかは、提出いただく「誓約書」に基づき、調査・照会させていただく場合がありますのでご承知おきください。

Q10：工程表の内容について変動の可能性もあるが、どこまで正確に書くべきか。

工程表について特に確認したいのは、「工事の着工が交付決定前になる恐れはないか」「工事完了後、2月末日までに実績報告を行うことができるスケジュールになっているか」です。

実績報告時に、申請時の工程表と実際の日程に差異がないか、という詳細な確認は行いませんが、交付決定前に着手したり、実績報告が2月末日までに提出できない場合、交付決定の取り消しになる可能性がありますので、ご注意ください。

Q11：空家等の位置図、配置図、平面図を所持していないがどうすれば良いか。

位置図は一般的に言う「地図」で該当の空家等がどこにあるかを示していただければ結構ですので、無料で閲覧・利用できる地図を印刷して提出しても構いません。ただし、その場合、著作権表示や利用に関するガイドラインを申請者自身の責任において確認し、著作権侵害・著作権法違反の資料を提出することがないようにしてください。

配置図や平面図については、事前調査において必須となりますので、除却工事を依頼する業者へ相談するなどしてご提出くださいますようお願いいたします。

《実績報告書類について》

Q12：工事代金は銀行振込等で支払い、領収書は発行されないがどうすれば良いか。

以下の要件を備えた書類(銀行の領収印がある振込依頼書)の写しや、ネットバンクの振込完了が確認できる画面の印刷などを提出してください。

①口座名義人などの支払者(=申請者) ②支払完了日 ③支払先(=解体事業者等)

Q13：マニフェストとは何か。どこで発行してもらえるのか。

「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」とは、産業廃棄物が適正に処理されているか確認するために用いる書類です。法律に基づき、廃棄物の排出事業者(解体工事の施主や元請け業者など廃棄物を生み出した者)に交付が義務付けられており、排出された産業廃棄物が収集運搬、中間処理、最終処分に至るまで、どの事業者がどのように処理したかを記録し、廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぎます。

解体事業者等に対し、あらかじめ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の写しが必要であることを説明し、写しをもらえるか、提供されるのはいつごろになるか、などを確認しておくことをおすすめします。

《補助金の交付について》

Q14：振込先の口座に制限はあるか。

基本的に振込先は申請者本人(補助対象者)名義の口座とする必要があります。

また、振込先の金融機関に制限はありませんが、ゆうちょ銀行を指定する場合、「記号番号」と「口座番号」をお間違いないようご確認ください(必要なのは「口座番号」です)。

参考：「事前調査申請書」記載例

別記第1号様式（第6条関係）

事前調査申請書

令和8年5月15日

芽室町長 宛て

申請者 〒082-8651
住 所 芽室町東2条2丁目14番地
フリガナ めむろ たろう
氏 名 芽室 太郎
電話番号 0155-66-5961

芽室町特定空家等除却事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建物概要調書

所在地	芽室町東4条4丁目5番地	
建物の所有者	氏 名	住 所
	芽室 太郎	芽室町東2条2丁目14番地
	芽室 花子	芽室町東2条2丁目14番地
備 考	関係書類として以下の書類を添付します。 (1) 所有者であることがわかる書類 (2) 1年以上居住その他使用実績がなく用途が戸建て住宅又は併用住宅(延床面積の2分の1以上が居住用のもの。)又は長屋・共同住宅(1つの建物に2戸以上が暮らせる構造で、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの耐火構造や木造、軽量鉄骨造で作られているもの。)であることがわかる書類 (3) 所有権以外の権利が設定されていないことがわかる書類 (4) 除却に関する同意書(所有者・相続者が複数の場合) (5) 当該空家等の位置図、配置図、平面図及び現況写真 (6) 誓約書 (7) その他	

申請書の提出日を記入してください。

補助対象者の要件を確認のうえ、申請する方の住所・氏名・電話番号を記入してください。

補助対象となる空家の所在地を記載してください。

建物の所有者について、氏名と住所を記載してください。

所有者が複数名いる場合は、全員の氏名と住所を記載してください。

所有者が死亡している場合はその死亡した所有者の氏名と住所で構いません。

別紙

誓約書

令和8年5月15日

芽室町長 宛て

住 所 芽室町東2条2丁目14番地
申請者

氏 名 芽室 太郎

(署名又は記名・押印)

私は、芽室町特定空家等除却事業に係る事前調査申請及び補助金等交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 芽室町特定空家等除却事業に係る事前調査申請等申請内容確認のため、住民票、水道使用状況、課税台帳等を調査、照会、閲覧されること、また、空家等の判定等の調査のため敷地内に立ち入ることを承諾します。
- 2 芽室町特定空家等除却事業補助金交付要綱及び制約に反する事実が明らかになった場合は、芽室町の指示に従い、芽室町特定空家等除却事業補助金交付決定の取消しを受け交付された補助金を速やかに芽室町に返還することに同意します。
- 3 芽室町特定空家等除却事業に関して、家族内、親族間、近所等のトラブルがあっても芽室町に異議は一切申し立てません。

誓約書に署名(または記名・押印)した日付を記入してください。

申請書に記載の「申請者」が住所を記入したうえで自署による署名または、記名・押印をしてください。

誓約書に署名をする前に、誓約事項をよく確認し、承諾・同意したうえで署名してください。

参考：「同意書」記載例

別記第6号様式（第3条関係）

同 意 書

令和8年5月15日

芽室町長 宛て

住 所 芽室町東2条2丁目14番地
申請者
氏 名 芽室 太郎
(署名又は記名・押印)

芽室町特定空家等除却事業に係る補助金の交付申請に当たり、補助対象空家等の除却について所有者全員同意いたします。

補助金を申請する者との関係（申請者以外）

氏 名	続柄	住 所	生年月日
芽室 花子	妻	芽室町東2条2丁目14番地	S20.2.20

別記第6号様式は、補助対象の建物の所有者が複数名いる場合の同意書です。

申請書に記載の「申請者」が住所を記入したうえで自署による署名または、記名・押印をしてください。

必ず所有者全員から、補助対象の建物を除却することに同意を得たうえで提出してください。

申請者以外の所有者全員について、氏名・申請者との続柄・住所・生年月日を記載してください。

別記第7号様式（第3条関係）

同 意 書

令和8年5月15日

芽室町長 宛て

住 所 芽室町東2条2丁目14番地
申請者
氏 名 芽室 太郎
(署名又は記名・押印)

芽室町特定空家等除却事業に係る補助金の交付申請に当たり、補助対象空家等の除却について所有者が死亡しているため、相続権を有する者全員同意いたします。

補助金を申請する者との関係（申請者以外）

氏 名	続柄	住 所	生年月日
芽室 次郎	弟	帯広市●条●丁目●番地	S●●●●
芽室 三郎	弟	東京都●●●●区●●●●	S●●●●
芽室 ハナ	母	芽室町●条●丁目●番地	S●●●●

別記第7号様式は、補助対象の建物の所有者が死亡しており、その相続人が複数名いる場合の同意書です。

申請書に記載の「申請者」が住所を記入したうえで自署による署名または、記名・押印をしてください。

必ず相続人全員から、補助対象の建物を除却することに同意を得たうえで提出してください。

申請者以外の相続人全員について、氏名・申請者との続柄・住所・生年月日を記載してください。
*住宅所有者との続柄ではありません。

参考：「補助金等交付申請書」記載例

別記第3号様式(第8条関係)

補助金等交付申請書

令和8年6月12日

芽室町長 宛て

申請者 〒082-8651
住 所 芽室町東2条2丁目14番地
フリガナ めむろ たろう
氏 名 芽室 太郎
電話番号 0155-66-5961

芽室町特定空家等除却事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請する補助金等の名称	令和8年度 芽室町特定空家等除却事業補助金	
補助事業等の内容	特定空家等・不良住宅 を除却する	
補助金等申請額	金 400,000 円	
申請額の算出根拠	補助対象空家等除却工事費	4,500,000 円
補助事業等の着手年月日及び完了年月日	令和8年8月1日 着手 令和8年10月31日 完了(予定)	
備 考	関係書類として以下の書類を添付します。 (1) 補助対象者の住民票（発行から3か月以内のもの） (2) 市町村税の納税証明書 (3) 除却に関する同意書（所有者・相続者が複数の場合） (4) 補助対象事業に係る除却工事見積書の写し及び工程表 (5) 補助対象空家等の登記事項証明書（建物の登記がされていない場合は固定資産税評価証明書等） (6) 補助対象空家等の位置図、配置図、平面図及び現況写真 (7) その他	

申請書の提出日を記入してください。

補助対象者の要件を確認のうえ、申請する方の住所・氏名・電話番号を記入してください。

名称に申請年度を付け加えてください。

「補助金の額」を参考に、算出した補助金申請額を記入してください。

提出する除却工事見積書の金額と整合性がとれているか確認してください。

着手と完了の予定日を記入してください。
日付は以下の3点を踏まえてください。
①着手は補助金の交付決定後でなければなりません。
②完了後、報告書の提出を2月末までに行わなければなりません。
③提出する工程表と整合性がとれているか確認してください。

参考：「補助事業等実績報告書」記載例

別記第5号様式(第11条関係)

補助事業等実績報告書

令和8年11月6日

芽室町長 宛て

申請者 〒082-8651
住 所 芽室町東2条2丁目14番地
フリガナ めむろ たろう
氏 名 芽室 太郎
電話番号 0155-66-5961

事業名 令和8年度 芽室町特定空家等除却事業補助金

令和8年6月30日都市第100号指令をもって補助金の交付の決定を受けた上記の事業は、令和8年10月28日完了したので報告します。

記

口座振替払いの振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	口座番号	口座名
○×銀行 芽室支店	普通 当 座 1234567	メモロ タロウ

注1 「 年 月 日付け 第 号指令」について、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

注2 「口座振替払いの振込先銀行等の名称及び口座番号」欄については、口座振替払を希望する場合に記載すること。

実績報告書の提出日を記載してください。
報告は事業完了日から1か月以内、または申請年度の2月末日のどちらか早い方までに行う必要があります。

申請書と同一の記載内容にしてください。

補助金等交付申請書の「申請する補助金等の名称」と同じ内容を記入してください。

「●年●月●日都市第●号指令」の部分は、補助金等交付指令から転記してください。

完了日は以下のうち、1番遅い日付としてください。
①工事が完了した日
②工事代金を支払った日
③実績報告書に添付する書類がすべてそろった日

補助金を受け取る口座の情報を記載してください。

基本的には申請者本人の口座を指定してください。

口座名は漢字ではなく、カタカナで記載してください。

ゆうちょ銀行を指定する場合、「記号番号」と「口座番号」の間違いにご注意ください。
(記載するのは「口座番号」です)

通帳には取引支店名の他に「通帳を更新した支店名」が記載されている場合があります。取引支店名の記載が必要ですので、ご注意ください。

別記第4号様式(第9条関係)

芽室 太郎 様

補助金等交付指令のこの部分を
実績報告書に転記してください。

都市第100号指令

令和8年6月12日申請の令和8年度芽室町特定空家等除却事業補助金に対し、芽室町補助金等交付規則(平成11年芽室町規則第2号。以下「補助金等交付規則」という。)及び芽室町特定空家等除却事業補助金交付要綱(令和6年8月1日制定)に基づき、金400,000円を補助します。ただし、次の事項を承知してください。

令和8年6月30日

芽室町長 北海 一郎 印